

報道関係者 各位

令和5年8月28日

【照会先】

労働基準部 賃金室

室長 諏訪田 浩

室長補佐 井上 宏子

(代表) 092-411-4578

(直通) 092-411-4551

福岡県最低賃金を「1時間941円」に引き上げます

— 発効日は、令和5年10月6日 —

福岡地方最低賃金審議会（会長 まるたにこうすけ 丸谷浩介）は、8月28日、福岡県最低賃金の改正決定に係る異議申し出について審議した結果、当初に答申した金額（1時間941円）が適当であるとして、福岡労働局長（おのでのりこ 小野寺徳子）に答申しました。

- 1 福岡労働局長から福岡県最低賃金の改正諮問を受けていた福岡地方最低賃金審議会は、1時間941円で改正決定することが適当であるとの答申を8月10日に行いました。
福岡労働局は、この答申内容を公示したところ、答申金額について異議の申し出がなされたため、本日（8月28日）、異議内容に対する調査審議について同審議会に諮問したところ、本日付けで、8月10日に答申した金額どおりで決定することが適当であるとの答申が行われました。
- 2 福岡労働局は、答申のあった福岡県最低賃金を令和5年9月6日付けで、官報公示を行うこととしており、これにより改正した福岡県最低賃金（1時間941円）の効力が発生するのは10月6日となります。
- 3 福岡県最低賃金は、福岡県内の事業場で働く全ての労働者とその使用者に対して適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、性、国籍および年齢の区別なく適用されます。

4 福岡県最低賃金の改正の推移は以下の表のとおりです。

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 最低賃金額 | 841円 | 842円 | 870円 | 900円 | 941円 |
| 引上げ額 | 27円 | 1円 | 28円 | 30円 | 41円 |
| 引上げ率 | 3.32% | 0.12% | 3.33% | 3.45% | 4.56% |

(引上げ率は、小数点第三位を四捨五入)